



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号
電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460
事務連絡メール nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp 営業連絡メール nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

4 月度理事会の概要 1~4

情 報

- ◎ 消防設備士試験日程表
(後期 平成30年10月~平成31年3月) . . . 5
- ◎ 消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)
消防庁予防課長 (消防予第247号 平成30年3月28日)
. . . 6~8

事務局だより

- ・ 組合員情報 . . . 9
- ・ 共済制度について . . . 9
- ・ 注文は今後も FAX で . . . 9

* 別紙 「働き方改革とは」 4月17日開催セミナー資料より抜粋
三井住友海上経営サポートセンター . . . 1~13

4 月度理事会概要

招集年月日：平成30年4月11日

開催日時：平成30年4月20日（金）15時00分～17時00分

開催場所：文京シビックセンター 5階 B会議室

理事総数：9人

出席理事数：8人

(1) 理事長挨拶

皆様、ご多忙中ご出席戴きまして有難うございます。4月度の理事会を始めたいと思います。

(2) 業務報告

①事務局運営・渉外

3月20日（金） 東京都中小企業団体中央会 情報員会議
竹内事務局長 出席

3月27日（火） 東京消防庁 伊藤副参事・本郷消防署
土屋課長 訪問・・・広江理事長・竹内事務局長

3月28日（水） 東京ガーデンパレス 金子氏 来局・・・
打合せ

3月29日（木）業務決裁・・・ 広江理事長（会社にて）

4月 9日（木）業務決裁・・・ 広江理事長（会社にて）

4月10日（火）経営診断・・・ 小出会計 副所長

4月17日（火）「働き方改革に関する」セミナー開催
午後1：30～ （文京区民センター2階B会議室）

4月20日(木) 三役会 . . . 広江理事長・古木副理事長
松原副理事長・中島専務理事・竹内事務局長

4月20日(金) 会計監査 . . . 広江理事長・古木副理事長・
松原副理事長・中島専務理事・中山監事・
佐藤監事・小出会計：所長、副所長・竹内事務局長
(文京シビックセンター5階B会議室)

② 事務局報告

1 株式会社アラム・テック
平成30年3月末付けで退会

三進防災株式会社
平成30年3月末付けで退会

トーコー株式会社
平成30年3月末付けで退会

2 関連団体行事予定
平成30年5月11日(金)
(一社)全国消防機器販売業協会 総会・懇親会
KKR ホテル 松原副理事長・中島専務理事 出席予定

平成30年5月24日(木)
神奈川県防災消防協同組合 組合設立20周年記念祝賀
会 メルパルク横浜 当組合と重複の為欠席

平成30年5月28日(月)
防災かながわ協同組合 講習会・懇親会
箱根高原ホテル 広江理事長 出席予定

平成30年5月29日(火)
(一社)日本火災報知機工業会 総会懇親会
上野「東天紅」 広江理事長・竹内事務局長 出席予定

3 日本防災設備協同組合

第51回通常総会 東京ガーデンパレス

平成30年5月24日(木)

理事会 12:00~14:30

第51回通常総会 15:00~16:30

講演会(実演会) 16:30~17:30

懇親会 17:30~19:30

③広報 4月10日 「防災組合ニュース」発刊

④教育

消防設備士の講習は試験の日程を確認中であり早期開催を目指す。又防排煙講習の開催も考えている。

4月17日に「働き方改革に関する」セミナーを三井住友海上経営サポートセンター・齋藤英樹氏を講師に招き開催した。今後も継続し2~3ヶ月の間に内容を変え実施を考えたい。

⑤福利厚生

6月の移動理事会は、箱根河鹿荘を予定している。

開催場所：箱根 河鹿荘

現地集合：15:00時

⑥財務

4月20日、文京シビックセンター5階B会議室にて会計監査実施。

広江理事長・古木副理事長・松原副理事長・中島専務理事・

小出会計 所長・副所長・事務局から竹内が出席。

会計報告について、中山監事・佐藤監事より承認を得た。

⑦共同購買

29年度の結果としては、チラシの投入等で販促を行ったが後半の伸びがなく予算を達成する事が出来なかった。

単価の低い商品が中心であった事が原因のひとつでもある。

今後は金額のとれる新規商品をさがしてゆきたい。

⑧研究開発部会

今回の総会後の「TIGUARD」実演説明会において、先日行った「防犯システム」より更にコンパクトになった物ができたので一緒に実演できそう、との事。

⑩青年部

青年部の総会を6月22日（木）に開催を予定している。
青年部も今年、役員の改選がある。

⑪支部運営促進

広江理事長

至急、支部の運営改善の審議の場を設けたい。可能であれば5月中に時間を作って欲しい。

⑫その他の事業について

広江理事長

計画中の防排煙設備技術講座について各機関との話し合いも、固まってきたので早めの開設を目指す。

(3) 議案の審議

1 総会事案について

講演会は「ポータブル防犯システム」の実演説明会を株式会社トラストの宮本浩二氏・小野寺睦氏が実施予定。
(現物とプロジェクター使用)

2 総会における任務分担

任務分担について確認を行った。

3 総会における表彰等について

売上協力・永年勤続の表彰対象者が承認された。

試験日程[全国一覧]

前期[平成30年4月-9月] | 後期[平成30年10月-平成31年3月]

平成30年度 消防設備士試験 (後期 平成30年10月-平成31年3月)

ご注意

電子申請とは、インターネットから受験申込みすることをいいます。

書面申請とは、願書により受験申請することをいいます。

以下に記載されている日程は、予定です。決定された試験日については各支部のホームページをご確認ください。

種類 支部名	試験日	電子申請の 受付期間		書面申請の 受付期間		甲種					乙種							
		開始日	締切日	開始日	締切日	特 類	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	7 類
群馬	1/20(日)	11/19	12/3	11/22	12/6	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
埼玉	2/10(日)	12/14	12/25	12/17	12/28	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
千葉	2/16(土)	12/4	1/4	12/7	1/7	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
東京	10/13(土)	8/20	8/31	8/23	9/3													6
	10/20(土)	8/27	9/7	8/30	9/10							1	2	3		5		
	10/28(日)	8/31	9/11	9/3	9/14	特		2	3		5							
	11/3(土)	9/7	9/18	9/10	9/21		1											
	11/11(日)	9/17	9/28	9/20	10/1					4								
	11/25(日)	10/1	10/12	10/4	10/15										4			7
	12/16(日)	10/22	11/2	10/25	11/5			2	3		5							
	12/22(土)	10/29	11/9	11/1	11/12													6
	1/14(月)	11/5	11/19	11/8	11/22							1	2	3		5		
	1/19(土)	11/19	11/30	11/22	12/3		1											
	1/27(日)	11/26	12/7	11/29	12/10					4								
	1/29(火)	11/26	12/7	11/29	12/10													6
	2/3(日)	12/3	12/14	12/6	12/17	特		2	3		5							
	2/9(土)	12/3	12/14	12/6	12/17					4								
	2/16(土)	12/7	12/18	12/10	12/21										4			7
	3/10(日)	1/14	1/25	1/17	1/28					4								
	3/16(土)	1/21	2/1	1/24	2/4													6
3/24(日)	1/25	2/5	1/28	2/8		1												
3/27(水)	2/1	2/12	2/4	2/15					4									
神奈川	2/17(日)	12/14	1/4	12/17	1/7	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
静岡	3/10(日)	1/4	1/12	1/7	1/15	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
愛知	12/2(日)	10/27	11/5	10/30	11/8	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
三重	3/3(日)	1/6	1/18	1/9	1/21	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
滋賀	12/9(日)	10/19	11/2	10/22	11/5	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
京都	12/2(日)	10/15	10/23	10/18	10/26	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
	3/10(日)	1/28	2/4	1/31	2/7	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
大阪	3/10(日)	1/21	1/28	1/24	1/31	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
兵庫	11/23(金)	9/15	9/25	9/18	9/28		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
奈良	12/23(日)	11/12	11/19	11/15	11/22	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
和歌山	12/9(日)	9/30	10/9	10/3	10/12	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7
鳥取	11/25(日)	9/18	10/2	9/21	10/5	特	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	7

消防予第 247 号
平成 30 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について (通知)

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(平成 30 年 3 月 28 日付け消防予第 246 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 69 号。以下「改正令」という。)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 12 号。以下「改正規則」という。)の公布について通知したところですが、改正令による改正後の消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。)及び改正規則による改正後の消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。)の運用に当たっては、下記事項に御留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対し、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」の取扱いについて

(1) 令第 10 条第 1 項第 1 号ロに規定する「火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 9 条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。)を設けたものをいうものであること。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。

(2) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいうものであること。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいうものであること。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいうものであること。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうものであること。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しないものであること。

2 規則第6条第5項及び同条第6項に規定する消火器具の設置方法の細目について

(1) 延べ面積 150 m²未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物又はその部分のうち、少量危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、若しくは取扱う防火対象物又は地階、無窓階若しくは3階以上の階であって、床面積が50 m²以上のものに対しては、改正前と同様の基準が適用されることとしたこと。

(2) 延べ面積 150 m²未満の令別表第1(3)項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、規則第6条第5項の規定により、能力単位の合計数の加算を行わないこととし、また、同条第6項第2号の規定により、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）が設けられた階にのみ配置すれば足りることとしたこと。

3 その他

(1) 飲食店等においては、調理油の過熱により火災が発生することも想定されることから、このような火災に対しても有効に消火可能な粉末消火器又は強化液消火器を設置するよう指導すること。

- (2) 飲食店等においては、初期消火対策はもとより出火防止対策を講じることも重要であることから、今回の政令改正に伴う指導等の機会を捉えて、「厨房における火災予防の広報用映像の制作・送付について」（平成29年12月1日付け消防予第362号）により送付した「厨房における火災予防の広報用映像」及び「厨房における火災予防のチェックリスト」を活用し、飲食店等における火災予防の促進を図ること。

消防庁予防課設備係
四維、伊崎
TEL : 03-5253-7523
FAX : 03-5253-7533

事務局だより

◎組合員情報

代表者変更

有限会社 高畑防災

旧 代表取締役 高畑 仁

新 代表取締役 高畑 匡司

新 取締役会長 高畑 仁

(敬称略)

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

●業務災害補償保険（ビジネスJネクスト）：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願ひします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願ひいたします。